

日本学術会議 課題別委員会
日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第3回）議事要旨

1. 日 時：平成 25 年 11 月 22 日（金）15:00～17:00
2. 場 所：日本学術会議 6 階 6-C（2）会議室
3. 出席者：岡田委員長、室伏副委員長、友枝委員、天野委員、笠木委員、広渡委員、桂委員、林委員、鷺谷査読委員
盛田参事官、白村学術調査員（文責）、佐藤専門職
4. 配付資料：資料 1 前回(第 2 回)議事要旨（案）
資料 2 科学技術基本計画における重要課題に関する提言（平成 17 年 2 月 17 日 日本学術会議運営会議附置科学技術基本計画レビュー委員会）
資料 3 日本学術会議に外部機関より推薦依頼のある委員候補者一覧
資料 4 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会(第 3 回)〈論点整理メモ〉
参考資料 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会

5. 議 事：

(1)委員等の自己紹介

各委員から自己紹介があった。

(2)審議

配布各資料の確認の後、論点整理メモ（資料 4－岡田委員長作成）に基づき岡田委員長から説明があった。

○これまで日本学術会議には自身の活動を「外部評価」や「第三者評価」という視点で振り返った経験がないことを踏まえて、広渡委員より「科学技術基本計画における重要課題に関する提言（以下、「科学技術基本計画」と記す）」(資料2)を出した経緯について説明を受けた。

その後各委員から次のような質問を受けた。

○「科学技術基本計画」を策定するにあたって、日本学術会議の科学技術基本計画レビュー委員会と文部科学省科学技術政策研究所とはいかなる関係にあったのか。文部科学省科学技術政策研究所から何らかの依頼を受けたのか。そもそも日本学術会議の中に科学技術基本計画レビュー委員会を設立することを提案したのは誰なのか。

○科学技術政策研究所は、統計データや政策をはじめとするインプット業務に特化しており、その点に当該研究所の存在意義はある。研究所から出されるものは、行政や学術会議、そして現場の専門家も利用する。「科学技術基本計画」と学術会議の関係については、科学技術政策研究所が公表するもののみに規定されない、現場の専門家が意見を述べるということに特別な性質があるといえる。

第4期「科学技術基本計画」のレビューはすでに始まっており、第5期は来年度開始される。学術会議が来期に向けて何かをインプットしようとするならば、今から学術会議は動き出すべきだろう。

○学術会議が評価しようとしている対象は何か？また「第三者評価」というのは何を評価するこ

とを想定しているものなのか。具体的にお教え頂きたい。

○政府の科学技術政策を評価することを想定している。より具体的には「科学技術基本計画」を通してこの国の科学技術が発展しているかを学術会議が確認することを想定している。

○「科学技術基本計画」を学術会議が評価するという以外では資料3のような委員の推薦がある。学術会議側からすれば一見すると委員を推薦しているだけと捉えられるが、資料3に列举されている依頼者側からすれば、その委員に評価を受けるということで、つまり第三者評価を受けているということになる。

文部科学省や厚生労働省をはじめ、近年では自分たちで外部評価委員を選び評価を依頼するという、外部からの評価を重視する傾向がある。第三者的な立場を重視することで、従来の評価のあり方が見直されているといえる。このような中で研究者コミュニティであり、かつ独立した機関としての学術会議が評価機能の強化をめぐる役割を担うことが期待されている。

○評価の対象については、日本には政策評価法というものがある。その法律では政策をはじめ対象が3つに区分されている。「科学技術基本計画」はその中の政策に該当し、また科研費は事務事業に該当する。今後は科研費やGCOEについての評価を強化していく必要があるが、その際誰がその評価を担当するのが問題になる。文部科学省も今この問題について検討しているが、評価の対象が多岐に及ぶこともあり解決が非常に難しい。

○評価委員の選定をめぐる基準が不明確であるように思う。特に民間からの評価委員が少ないように思う。

○評価委員の選定をめぐるのは委員の専門や分野を重複させない等、考慮すべき点がある。こうした点を勘案しつつも、第三者や当人の属性という枠組み以上に評価の目的が重視されるべきだろう。その目的に相応しい知識や経験を持つ者を選定すべきではないか。

○弁護士会からの委員の推薦依頼について先程言及があった。どのような経緯でこのような依頼を受けたのかは不明だが、学術会議としては、今後こうした依頼を積極的に受けていく予定なのか。付け加えて、例えば総合地球科学研究所は日本で唯一の文理融合の研究所であるが、こうした研究所を外部が評価するのは非常に難しいだろう。どの分野の専門家が評価するに相応しいのかを含め総合的にこのような研究所を評価しようとする、考えるべき点は多々ある。研究者コミュニティである学術会議がこうした役割を果たすべきという点は理解できる。ただ実効性という点については検討されるべきだろう。

○今後学術会議はこのような外部からの依頼を積極的に引き受けていくことになるだろう。研究者コミュニティとしての学術会議においては、現段階では実効性について議論を深めていくこと以前に、学術会議の機能強化という点からも第三者評価の問題に取り組むべきである。

○学術会議は省庁から審議の依頼を受けることがある。省庁内で審議を経た後でそのような依頼が出されるが、これはつまり学術会議に対する期待と信頼があるからだといえる。これも第三者評価の一つの形だと言える。

この後第三者評価の「第三者」の定義について疑問が出され、運営実施主体と別の者が評価するならばそれは第三者評価であるともいえ(グレーゾーンはあるが)、政策のレビューであれ、政策運

営実施主体でない学術会議がする評価であれば、基本的に第三者評価だといえるのだろうという見解が林委員より出された。

○政策レビューというのはシンクタンクが担う機能に類似しており、委員の候補を挙げるというのは人材派遣業が担う機能に類似している。学術会議はそのどちらを担おうとしているのか。政策レビューということであれば、それ相応の予算を外部から調達してこない限り不可能なことのようと思われる。「科学技術基本計画」関連の予算はこの点についてどうだったのか。

○この質問については、文部科学省から予算が出されたとの説明があった。

○第三者評価の「第三者」という言葉はいくつかの問題を抱えているように思う。「第三者」評価という言葉を使うよりも、ここでは「政策」評価としたほうが適切なのではないだろうか。「第三者」とすると予算の出所の問題を含め、「第三者」性をどのように担保するのかが問題になってくる。

○評価を依頼する際にはそれに伴う費用も当然生じる。外国では民間でそうした評価機関があり費用の支出を伴って評価を依頼する。この流れに第三者評価という考えがある。日本では事情が異なり、外部から委員を招き評価してもらいが、その際に公平性や透明性が問題となる。そこではじめて第三者評価のあり方が問われ出したといえる。

○第三者評価の「第三者」をどのように定義するかは非常に難しい。「第三者」を研究者コミュニティで定義して、果たして一般の人々の理解が得られるのか。

○行動規範に従って、学術会議が科学技術政策に対して提言していくというのは当然のことであり、言葉の定義の問題をここで議論してもあまり建設的な議論はできないだろう。

○言葉の定義に関する議論に時間を費やすのではなく、学術会議が今実施していること、そしてこれまで実施してきたことを今一度振り返り、今後どのように社会に対して責任を果たしていくかを議論するべきである。

○現在は「日本学術会議の第三者評価機能に関する」としているが、これを「日本学術会議の評価機能に関する」とするのはいかがか。

- ・「日本学術会議の評価提言機能に関する」とする方が良いかもしれない。

○評価依頼を受ける際には、ある程度の制限がかかるといえる。日弁連は非常に公的な職務を担う組織だが、たとえば民間一般の組織について評価作業に取り組むとなると、学術会議が行政機関である以上、事情は異なってくる。原子力の関連でいうなら、学術会議がイニシアチブをとって事故調査をするというのはあり得る。だが、今東京電力から依頼を受け、学術会議内に調査委員会をつくり何らかの提言をするとなると構えざるを得ない。

○依頼主の属性(たとえば公益財団法人など)を整理・考慮する必要はもちろんある。

○学術会議は科研費の審査員の推薦を今現在はしていない。

- ・課題評価ではなく、プログラム評価を今後どうするかが問題になってくる。
- ・府省の審議会レベルで決められるプログラムの評価はどうするのか。数年前の事業仕分けの際

には、スパコンが話題になった。府省の審議会での議論がうまくなされなかったため、事業仕分けに持ち越された。そうしたものを学術会議の中で議論することができれば、別の意見を出すことができたろう。「プログラム評価をする」という視点からこの問題についてはどうか。

○あるプログラムを評価して実際にそのプログラムに予算を認める等の決定をすることは学術会議としてはできないだろう。もしそれができてしまうなら個々の委員会が利権集団となってしまう。

○政策評価やプログラム評価は海外でも非常に重要な問題となっている。日本でも文部科学省等がこの問題について取り組んでいるが、学術会議が政策評価やプログラム評価の方法論を提案していくことは可能性としてはありうるし、重要なことだと考える。

○学術会議は第三者評価の評価主体になるべきかという議論は避けるべきで、第三者評価のあり方や評価のシステム構築について議論を深めていくべきなのだろう。評価主体となることは当事者であることに繋がる。

○評価対象のレベルが混在しているように思う。国家レベルのプロジェクトもあれば、大学や研究所、そしてグループ、ひいては個人レベルの科研費のようなプロジェクトもある。学術会議が対象とするのは個人レベルの研究プロジェクトではなく、国家レベルのプロジェクトを対象とするのだろう。(資料4-2頁参考の2を参照されたい)

評価という言葉に関連して、学術会議は日本の科学技術全体を見渡して何らかの見解を表明するが、これ自体がすでにある種の「評価」の意味合いを持っているのではないか。また、第三者評価という言葉について述べるならば、機関としての「第三者」や機関内部を含めての「第三者」など様々なレベルがある。したがって「第三者評価」というよりも、「第三者機関としての評価」、つまり「第三者機関評価」とする方が適切ではないか。

○第5期「科学技術基本計画」に向けて、学術会議としての考えを盛り込むことを考えているならば、今の議論展開では通常目標ですら達成するのは難しい。第5期に向けて学術会議として何に取り組むかを定めることが重要である。そうすることでシステムや学術会議の立ち位置などが必然的に整理されてくる。

○学術会議の提言が「陳情型」にならないためにはどうすればいいのか。学術会議の提言が、研究者が好き勝手な研究に従事するための陳情だと社会に捉えられてしまうことがある。その点を払拭していくためにも必要最小限のプロセス、つまり第三者評価のあり方を議論する必要があるのではないか。東日本大震災以降、科学者に対する信頼は落ちている。そうした中で学術会議の提言が社会の信頼を得ていくためにもどのようなプロセスを踏んでいけばいいのかは重要な問題である。

○第5期「科学技術基本計画」(2016年～2020年)に向けて2015年の秋には学術会議自体の考えをまとめておく必要がある。

ここで、林委員に次回委員会にてプログラム評価のあり方について5～10分程度お話し頂くことになった。それを踏まえて学術会議としてプログラム評価についてどのようにコミットしていくのか、またはその可能性を含めて議論していきたいとの岡田委員長からのコメントがあった。

○NIHについて学術会議内で何らかの議論はあったのか。

・2013年6月21日に会長談話という形で意思表示がなされている旨が事務局より報告された。

○「第三者」という点について、委員会としては委員会名に掲げられていることもあり、定義などに後で触れることはあると思う。だが、今後の議論の中で積極的に扱うことはしない。今後の議論としては、学術会議の評価・提言機能について整理していくこととする。林委員のプロジェクト評価に関する報告をもとに府省に今何が欠けているか、そして学術会議としてどのようにプロジェクト評価にコミットしていけるかを議論していく。

また、現委員が所属先にてどのようなプロセスを経て推薦されているのか、という仕組みと望ましいシステムのあり方について、そして学術会議の提言機能に対する評価のあり方について検討していきたい。次回の日程については後日調整する。